

○近畿地方整備局告示第92号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年5月1日

近畿地方整備局長 井上 智夫

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 主要地方道小野藍本線整備事業（天神バイパス・兵庫県加東市大字掬鹿谷字沖溝地内から同市大字長貞字森ノ下地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県加東市大字掬鹿谷字沖溝、字見土呂、字東吉田、字西萩原及び東萩原並びに大字長貞字森ノ下地内
- 2 使用の部分 兵庫県加東市大字掬鹿谷字沖溝、字見土呂、字東吉田、字西萩原及び東萩原並びに大字長貞字森ノ下地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「主要地方道小野藍本線整備事業（天神バイパス）（以下「本件事業」という。）は、兵庫県加東市大字掬鹿谷字沖溝地内から同市大字長貞字森ノ下地内までの延長551m区間（以下「本件区間」という。）を全体

計画区間とする主要地方道整備事業である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

主要地方道小野藍本線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により兵庫県知事が県道に認定した路線であり、起業者である兵庫県は、同法第 15 条の規定により兵庫県が道路管理者であること、また本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条の規則による交付決定を受けていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、兵庫県小野市内の一般国道 175 号との接続点を起点とし、兵庫県加東市を經由して、兵庫県三田市内の一般国道 176 号に至る延長約 26.3km の主要幹線道路であり、沿線地域の日常生活や経済活動において、重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める車道幅員、路肩幅員を満たさない箇所が多数存在するほか、自転車歩行者道も未整備であるため、大型車のすれ違いが困難であり、歩行者及び自転車の通行についても危険な状況である。

また、現道は、緊急輸送道路として位置づけられている主要地方道西脇三田線から避難所である東条東小学校までのアクセス道路としての役割を担っているものの、一部区間が急傾斜地崩落危険区域となっ

ているため、災害時の安全なルート確保ができていない状況でもある。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を有し、自転車歩行者道を備えた道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、生活環境等に与える影響について、起業者が環境影響評価法に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音・振動・大気質に配慮し、低騒音型・低振動型・排出ガス対策型の建設機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、植物については、保全すべき重要な種は確認されていない。動物については、兵庫県版レッドデータブックのAランクに該当するアオジ、コバンムシ、コバネアオイトトンボ、ヒメヒカゲ、シロヒレタビラ、Bランクに該当するサシバ、ハッチョウトンボ、ハネビロエゾトンボ、ギフチョウ、ウラギンスジヒョウモン、Cランクに該当するハイタカ、アオゲラ、カワガラス、コサメビタキ、アオヤンマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、また、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類に該当するイチモンジタナゴ、絶滅危惧ⅠB類に該当するコバンムシ、コバネアオイトトンボ、ヒメヒカゲ、シロヒレタビラ、絶滅危惧Ⅱ類に該当するサシバ、ハネビロエゾトンボ、ギフチョウ、ウラギンスジヒョウモン等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。このため、本件事業地内で現地調査を行ったところ、兵庫県版レッドデータブック及び環境省レッドリストに該当

する保全すべき重要な種は確認されなかった。

さらに、専門家の意見を踏まえ、これらについて、本件事業が及ぼす影響について予測したところ、工事による可変面積が極めて小さいこと、現況の生態系機能は周辺一帯に広がっていることから影響は軽微であると判断される。

なお、工事施行中に貴重な種が存在することが判明した場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

このほか、本件区間内の土地には文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 3 箇所存在するが、このうち 2 箇所については、既に加東市教育委員会（旧加東郡教育委員会）による発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る 1 箇所についても兵庫県教育委員会等と協議のうえ発掘調査等を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における車道及び路肩幅員の狭小を解消し、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行を確保することを主な目的として、道路構造令による第 4 種第 3 級の規格に基づく 2 車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 63 年 10 月 21 日に都市計画決定され、平成 12 年 10 月 10 日に変更決定された都市計画と、路肩のすりつけ区間を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件

事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は道路構造令に定める車道幅員、路肩幅員を満たさない箇所が多数存在するものであり、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、加東市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県加東市役所